

新 旧 対 照 表

新	旧
<p>高知県高知龍馬マラソン開催費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>9</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p>この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和6年4月1日から施行する。</u></p>	<p>高知県高知龍馬マラソン開催費補助金交付要綱（抜粋）</p> <p>第1条～第11条 略</p> <p>附 則</p> <p>1 この要綱は、平成24年5月1日から施行する。</p> <p>2 この要綱は、令和<u>6</u>年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第10条の規定は同日以降もなおその効力を有する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、平成31年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、令和2年4月1日から施行する。</p> <p>附 則</p> <p><u>1</u> この要綱は、令和3年4月1日から施行する。</p>